

細則 I 負担金規程

(総則)

第1条 この規定は、神奈川県還暦軟式野球連盟(以下「本連盟」という。)に加入する団体(チーム)及び個人(役員)が負担する金員について定める。

(登録料)

第2条 本連盟に加入する団体会員は、毎年度当初に当該年度登録料を納めなければならない。登録料の額は次のとおりとする。

- (1) 還暦の部の一部及び二部 64,250円(全還連16,250円、関還連3,000円、神還連45,000円)
- (2) 還暦の部のうち前号以外の部 53,000円(全還連5,000円、関還連3,000円、神還連45,000円)
- (3) 古希の部 40,000円(全還連7,000円、関還連3,000円、神還連30,000円)
- (4) グランド古希の部 15,000円(全還連及び関還連は登録料無し、神還連15,000円)

2 個人会員の会費は、理事会費とし、金額はその都度決定する。

(大会参加料)

第3条 本連盟主催の大会に参加する会員は、その都度参加料を納めなければならない。

2 参加料の額は、その都度理事会の議を経て決定する。

3 特段の必要がない限り当分の間、下記のとおりとする。

- | | | |
|--------------|----------|---------|
| (1) 還暦の部 | 1大会参加につき | 30,000円 |
| (2) 古希の部 | 1大会参加につき | 30,000円 |
| (3) グランド古希の部 | 1大会参加につき | 30,000円 |
| (4) 傘寿の部 | 1大会参加につき | チーム実費負担 |

(上部組織登録料及び参加料)

第4条 関東還暦軟式野球連盟並びに全日本還暦軟式野球連盟への登録料及び主催する大会に参加する場合の参加料は、それぞれの連盟の規定に従って参加チームの自己負担とする。

2 上記以外の大会に参加する場合も、各々の規定に従って応分の負担をしなければならない。

(返金)

第5条 納金された上記金員は、理由の如何を問わず返戻しない。

(理事会費)

第6条 通常の会議に要する交通費、食費及び毎年度末に開催される理事会の経費のうち、交通費、宿泊費、その他個人に係わる経費は各自負担とする。

(改廃)

第7条 この規定は、常任理事会の議を経て、改廃することができる。

附 則

- 1 この規定は、平成20年3月15日から制定施行する。
- 2 この規定は、平成22年3月7日から改訂施行する。
- 3 この規定は、平成22年11月28日から改訂施行する。
- 4 この規定は、平成23年4月17日から修正施行する。
- 5 この規定は、平成25年3月10日から修正施行する。
- 6 この規定は、平成30年12月2日から改定施行する。